

下関市監査委員公表第6号
令和4年(2022年)2月7日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野 雅弘
同 大賀 一慶
同 香川 昌則
同 小熊坂 孝司

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
上下水道局	【水道事業会計及び工業用水道事業会計】 企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、 給水課、上水工務課、浄水課、水質管理センター、 北部事務所
	【公共下水道事業会計】 企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、 下水道整備課、下水道施設課、北部事務所

2 監査の範囲

令和3年4月1日から同年10月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和3年12月1日から令和4年1月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

上下水道局【水道事業会計及び工業用水道事業会計】

企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、給水課、上水工務課、浄水課、水質管理センター、北部事務所

[指摘事項]

(1) 時間外勤務命令について、以下の事例が見受けられた。適正に勤務時間を管理されたい。

ア 週休日に6時間を超えて勤務をした場合において、当該職員（2名）に休憩時間を与えていなかった。（北部事務所）

イ 平日の施設事故・故障対応（日和山浄水場1号配水池高色度対応）において、当該職員（8名）に休憩時間である正午から午後1時までの間に勤務を命じたが、これに伴う必要な休憩時間を与えていなかった。所管課の説明によれば、当該業務を命じた場合は、下関市上下水道局職員就業規則別表第1の「その他の職員」の休憩時間の規定により、午後1時から午後2時までの間に休憩時間を与えることになるものの、当日は業務の都合によりこれができなかったとのことであるが、労働基準法第34条の規定により休憩時間を与える必要があった。（浄水課）

[指摘事項]

(2) 給水装置の新設に伴う納付金については、下関市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第7条第2項の規定により、給水装置の新設等の工事に着手する前にこれを納付しなければならないが、納付金を納付する前に給水装置の新設に伴う配水管からの分岐工事を行っている事例が見受けられた。所管課の説明では、納付金の納入確認については、分岐工事の有無に関係なく、給水装置の新設工事の完了後に給水装置工事検査申請書と給水申込書が提出された際に行うのを通例としており、また、給水条例における給水装置の新設の工事には配水管からの分岐工事が含まれるとのことであった。納付金の納入の確認を適時に行う等、給水条例の規定に則して適正に収納事務を行われたい。（給水課、北部事務所）

[意見]

なし

上下水道局【公共下水道事業会計】

企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、下水道整備課、下水道施設課、北部事務所

[指摘事項]

- (1) 支出予算の執行について、下関市上下水道局会計規程第158条の2ただし書に、執行伺書による管理者の決裁を省略し、支出負担行為伺兼支出命令書により執行できるものが定められているが、当該ただし書の規定に定められていないものが、執行伺書による決裁を省略し支出負担行為伺兼支出命令書により執行されていた。適正に事務処理されたい。(複数課)

[指摘事項]

- (2) 下関市上下水道局会計規程の規定による検査員等の任免手続において、以下の不備があった。所要の措置を講じられるとともに、チェックを強化され、適正に事務処理されたい。(下水道施設課)

ア 令和3年7月1日付けの人事異動に伴う検査員及び工事検査職員の任免手続を行っていなかった。また、これにより、検査員として任命されていない職員が検査を行い、不適正な検査のまま契約の代価が支払われていた事例が生じていた。

イ 物品取扱員として任命されていない職員が、購入した物品の受領を行っていた。

[意見]

なし

以上